

令和 7 年度指定管理者管理運営状況評価結果について
(東京都人権プラザ)

東京都では、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、令和 7 年度の評価結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1 評価の目的

評価は、管理の履行状況、安全管理、法令遵守、サービスの利用状況といった観点から指定管理者の業務実施状況等を評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで都民サービスの向上を図っていくことを目的としています。

2 評価の方法

指定管理者の年間を通じた施設の管理運営状況について、毎年度終了後、所管局による一次評価及び評価委員会（外部委員で構成）による二次評価を行い、これらの評価結果に基づき、局の最終評価として総合評価を決定します。

3 評価の概要

(1) 評価基準（4 段階）

総合評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

評価の観点については別紙 1 のとおり。

(2) 評価委員会名及び委員構成

評価委員会	対象施設	委員構成
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	東京都人権プラザ	5 名(学識経験者 2 名、人権実務経験者 1 名、 公認会計士 1 名、弁護士 1 名)

評価委員会委員の氏名については別紙 2 のとおり。

(3) 評価結果

対象施設	評価
東京都人権プラザ	B

評価の内容等は、別紙 3 のとおり。

【問合せ先】 総務局人権部人権施策推進課 加藤・中山
電話 03-5388-2588 (直通)
内線 25-824

評価の観点

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか ・業務の履行（保守点検など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○法令や条例等に基づく適切な管理運営が行われているか ・個人情報保護は適切に行われているか ・情報公開は適切に行われているか ・都への報告・連絡は、適時適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設・設備の安全性は確保されているか ・利用者に影響が生ずる事故等が発生したか など
	適切な財務・財産管理	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定しているか ・経理処理や都有財産の管理は適切か など
事業効果	事業実施・利用の状況	○事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか ・来館者数及び提案事業の実施状況はどうか ・他機関、地域等との連携が適切に行われているか など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利便性等の向上のための取組はされているか ・施設利用の促進のための取組はされているか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか ・都及び関係機関等との連携・協力が適切に行われているか ・都の政策と連動した事業が実施されているか など

評価委員会委員名簿

評価委員会名	委員氏名	役職名
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 名誉教授
	鵜 川 正 樹	鵜川正樹公認会計士事務所 公認会計士
	小 塚 陽 子	光陽法律事務所 弁護士
	丹 野 清 人	東京都立大学 教授 (人文社会学部人間社会学科)
	野 村 雅 美	東京人権啓発企業連絡会 専務理事

令和 7 年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果

施設名	東京都人権プラザ
所在地	港区芝 2-5-6
指定管理者名	公益財団法人東京都人権啓発センター
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

項目	評価内容
総合評価	B
管理状況	・ 協定、事業計画及び「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広い人権課題に対応することを旨として、適切に管理運営に当たっている。 ・ 外部研修への積極的な参加、内部研修における外部講師の活用等、人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力向上に係る取組を継続的に実施している。また、自己啓発休業制度を新設し、職員を支援する制度の整備にも取り組んだ。 ・ 施設の管理運営に関する収支状況報告について、項目や明細等内容がより分かりやすくなるよう工夫することが望ましい。
事業効果	・ 展示室等を活用した事業を効果的に実施し、来館者総数が令和 6 年度比 118.4%という高い水準となった。 ・ 人権相談について、「インターネットにおける人権侵害」に関する SNS（LINE）相談の相談日を拡大するなど都民ニーズにも応え、令和 6 年度を上回る件数の相談に対応した。 ・ 各種講座について、積極的にオンライン配信を行った。オンライン配信を行った講座のオンライン受講者数平均は、令和 6 年度比 110.8%と大幅に増加し、来館が困難な方々に対しても効果的に学びの機会を提供した。 ・ 来館者を対象とした施設利用に関するアンケート調査結果では、全項目が満足度 98%を超える非常に高い水準であった。また、アンケートの意見をもとに案内表示を充実させるなど、更なる改善に努めている。 ・ 「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、人権ディフェンダーになるためのプログラムの実施や子どもの権利について学ぶワークブックの作成など楽しみながら学べる工夫を凝らすとともに、特別展示の出張展示用パネルを作成し、ヒューマンライツ・フェスタ東京等での展示を行うなど、人権教育・啓発等を総合的に推進した。
その他	【特命要件の継続】 ・ 事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。